

# 中南勢圏域マスタープラン〈概要〉(H30.3改定)

## 中南勢圏域

### 【構成市町】

- ・津市、松阪市、多気町、明和町、大台町、大紀町の2市4町

### 【構成都市計画区域】

- ・津都市計画区域(津市の一部)
- ・松阪都市計画区域(松阪市の一部)
- ・安濃都市計画区域(津市の一部)
- ・多気都市計画区域(多気町の一部)
- ・明和都市計画区域(明和町)
- (・亀山都市計画区域(津市の一部))



出典:国土院 http://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html (海城部は海上保安庁海防情報部の資料を使用し作成)

## (1) 圏域・都市計画区域の現状と取組

### ○地勢、人口、産業

- ・都市的土地利用は伊勢湾側の圏域東部で行われている。多様な歴史的背景や特性を有する。

圏域の人口・世帯	国勢調査			社人研推計値	
	2005	2010	2015	2020	2030
人口(千人)	518	512	499	487	451
世帯数(千世帯)	191	197	199	-	-

高齢化率	2015年
中南勢圏域	28.6%
三重県	27.9%

- ・製造品出荷額および商品販売額はともに減少傾向。

### ○市街化動向

DID人口密度	国勢調査			空き家率	2018年
	2005	2010	2015		
中南勢圏域(人/ha)	46.7	46.2	45.3	中南勢圏域	16.4%
三重県(人/ha)	42.3	42.0	41.6	三重県	15.2%

建築着工、農地転用(2010~2015年)	建築着工(件数)		農地転用(面積)	
	用途地域内	用途地域外	用途地域内	用途地域外
線引き都市	73.8%	26.2%	35.4%	64.6%
非線引き都市	12.1%	87.9%	2.4%	97.6%
合計	67.4%	32.6%	27.6%	72.4%

### ○都市施設・公共交通

都市施設の整備状況	都市計画道路整備率	汚水処理人口普及率	都市計画公園1人当たり面積
中南勢圏域	47.3%	84.1%	5.0 m <sup>2</sup> /人
三重県	51.7%	84.4%	10.4 m <sup>2</sup> /人

- ・自家用車への依存が高く、公共交通の利用者が減少。

### ○自然環境、災害等

- ・多様な地域資源の広域交流への活用が期待されている。
- ・南海トラフ地震・津波による大きな被害の発生が想定されている。
- ・発生頻度が高まっている大雨、大型化する台風等による風水害の発生が懸念されている。

### ○取組

- ・行政・文化の中心として各種都市機能の維持・集約や移住・定住を促進する取組
- ・高速道路や中勢バイパス等の道路網整備等の新たな社会基盤整備、産業集積に向けた新産業の創造、地域の特性を生かした交流促進に向けた取組
- ・沿岸部の地震津波対策や丘陵部の土砂災害対策 等

## (3) 都市計画の理念:『三重の中枢を担い、世代を超えて育む文化・教育・スポーツの都市(まち)』

国・県の行政機関が集中する三重県の中核的な圏域として、集積した行政・文化・教育・スポーツ機能を生かしながら、多様なライフスタイルに応じた暮らしを提供することにより、世代を超えて住み続けたいと感じる都市環境を創出する都市をめざします。

	(2) 圏域・都市計画区域において都市計画が担うべき中心課題	(3) 都市計画の目標
地域の個性を生かした魅力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな自然環境や歴史・文化等の多様な地域資源を生かし、地域活力の向上に資する広域交流を促すことが必要です。</li> <li>・既存の都市施設や都市機能、あるいはまち並み等のストックを生かしながら、都市空間を魅力あるものとしていくことが必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県総合文化センター周辺や斎宮跡、松坂城跡周辺、三重大学をはじめとする自然、歴史・文化、教育、スポーツ、景観等にかかる多様な地域資源を生かした地域づくりを進めます。</li> <li>・古いまち並みや水・緑に囲まれた良好な生活空間は、安らぎや潤いを与える場、ゆとりあるオープンスペースとしての保全や活用を図り、都市の付加価値を高めます。</li> <li>・郊外の既成市街地等では、子育て世帯等が、広い菜園付きの住まいや周辺農地を活用した生活環境で、自然と親しみながら地域コミュニティのなかで穏やかな暮らしを送ることができる地域づくりを進めます。</li> </ul>
都市機能の効率性と生活利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地において行政や文化活動の中核的な機能の維持・集積・相互連携を図るとともに、これらの機能を生かした付加価値の高い良好な居住環境を形成し、都心居住を促進・支援することが必要です。</li> <li>・商業・業務、文化、医療、教育等、多様な都市機能は、集約型都市構造の構築の観点から、中心市街地や主要な駅周辺等における既存ストックの活用が可能な区域への集約が必要です。</li> <li>・人口減少に伴い空き地や空き家が発生し、市街地の低密度化がさらに進行すると予測されており、生活利便性を確保するために必要な都市機能を維持することが必要です。</li> <li>・幹線道路沿道等にみられる無秩序な市街化動向については、地域のコミュニティ維持に配慮しつつ、適宜適切な土地利用の規制・誘導により、秩序ある土地利用の維持・増進を図ることが必要です。</li> <li>・幹線道路ネットワークや公共下水道等について計画の必要な見直しを行い、整備を進めるとともに、都市施設の充実および適切な維持管理を計画的・効率的に進めることが必要です。</li> <li>・利便性の高い公共交通ネットワークの構築とサービスレベルの維持・向上、公共交通の利用を促進するための交通結節点および周辺施設の整備が必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の行政や文化の中核としての圏域の役割に応じつつ、また、隣接する伊勢志摩圏域等とのつながりを生かしながら、多様な都市機能の集約を図る拠点を形成・配置し、各拠点間の相互連携が可能な都市構造の構築をめざします。</li> <li>・都市構造に大きな影響を及ぼす大規模な商業・業務、医療等の都市機能については、中心市街地へ計画的に誘導するなど、集約型都市構造の構築に向けた立地の適正化を図ります。</li> <li>・市街地では、都市機能の集約を図る拠点およびその周辺や公共交通の沿線地域等への居住誘導により、人口密度を維持し、生活サービスの存続を図り、居住者の利便性が確保されるまちづくりをめざします。</li> <li>・行政機関等の公共建築物、公共交通等の交通基盤の再編や、道路等の都市施設の見直しを進める上で、一定のサービス水準を確保し、誰もが安全で安心して住み続けられる環境を形成します。</li> </ul>
災害に対応した安全性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沿岸部を中心に地震災害による大規模な被害が想定されていることや洪水被害、土砂災害等の風水害が懸念されていることをふまえ、地籍調査等を進めるとともに、防災・避難施設の整備等のハード対策と土地利用の規制・誘導等のソフト対策を一体的に進めることが必要です。</li> <li>・緊急輸送道路や河川・海岸堤防、土砂災害防止施設等の公共土木施設について、未整備箇所の整備や、老朽化対策を進める必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「防災・減災」に必要な避難施設等の整備や長寿命化を図り、災害に強い都市づくりを進めるとともに、災害時の防災・医療の拠点と各地域の連絡を強化し、安全・安心を実感できる生活環境づくりを進めます。</li> <li>・災害リスクの高い場所では、用途を考慮した都市的土地利用の抑制や建築物の構造規制等を行うほか、災害リスクの低い場所への都市機能や居住の移転を進めるなど、大規模自然災害による被害の低減に向けて都市構造の再編を検討します。</li> </ul>
地域産業振興による地域活力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業集積の一翼を担う地域として、豊かな自然環境との調和を図りながら、工業系用途地域や交通利便性の高い高速道路IC、幹線道路沿道等において工業系の産業集積を図ることが求められています。</li> <li>・開発が見込まれるリニア中央新幹線については、整備の進捗を注視しながら、その施設への円滑なアクセスや他圏域との交流に資する交通ネットワーク等の整備を検討し、地域活力の向上につなげていくことが必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境への負荷やエネルギー効率を考慮しながら地域や企業のニーズを反映し、伊勢自動車道の各IC周辺や幹線道路沿道等の交通利便性の高い区域、工業系用途地域内の低未利用地などへの産業の集積を図ります。</li> <li>・リニア中央新幹線や新名神高速道路をはじめとする広域交通ネットワーク等、産業振興に資する都市施設を活用し、地域産業の生産性向上をめざします。</li> <li>・自然や文化等の多様な地域資源を生かした集客施設による広域的な交流を促すことで活力ある拠点づくりを進めます。</li> </ul>

(4) 圏域・都市計画区域の将来都市構造

- 広域拠点：多様な生活サービス施設等が集積し、市町を越えた公共交通等の結節点となる地区のうち、集約型都市構造の要として、さらに居住や都市機能を誘導する地区を広域拠点として位置づけます。
- 交流拠点：自然、歴史・文化、レクリエーション等の交流活動が行われる拠点的な地区を交流拠点に位置づけ、アクセスの向上を図ります。
- 広域的な防災拠点：広域的な防災機能を備えた施設や災害時に拠点となる医療機関等を位置づけ、拠点周辺地域の防災性向上を図ります。

本圏域においては拠点を以下の通り形成し、各拠点の役割にあった機能を誘導します。

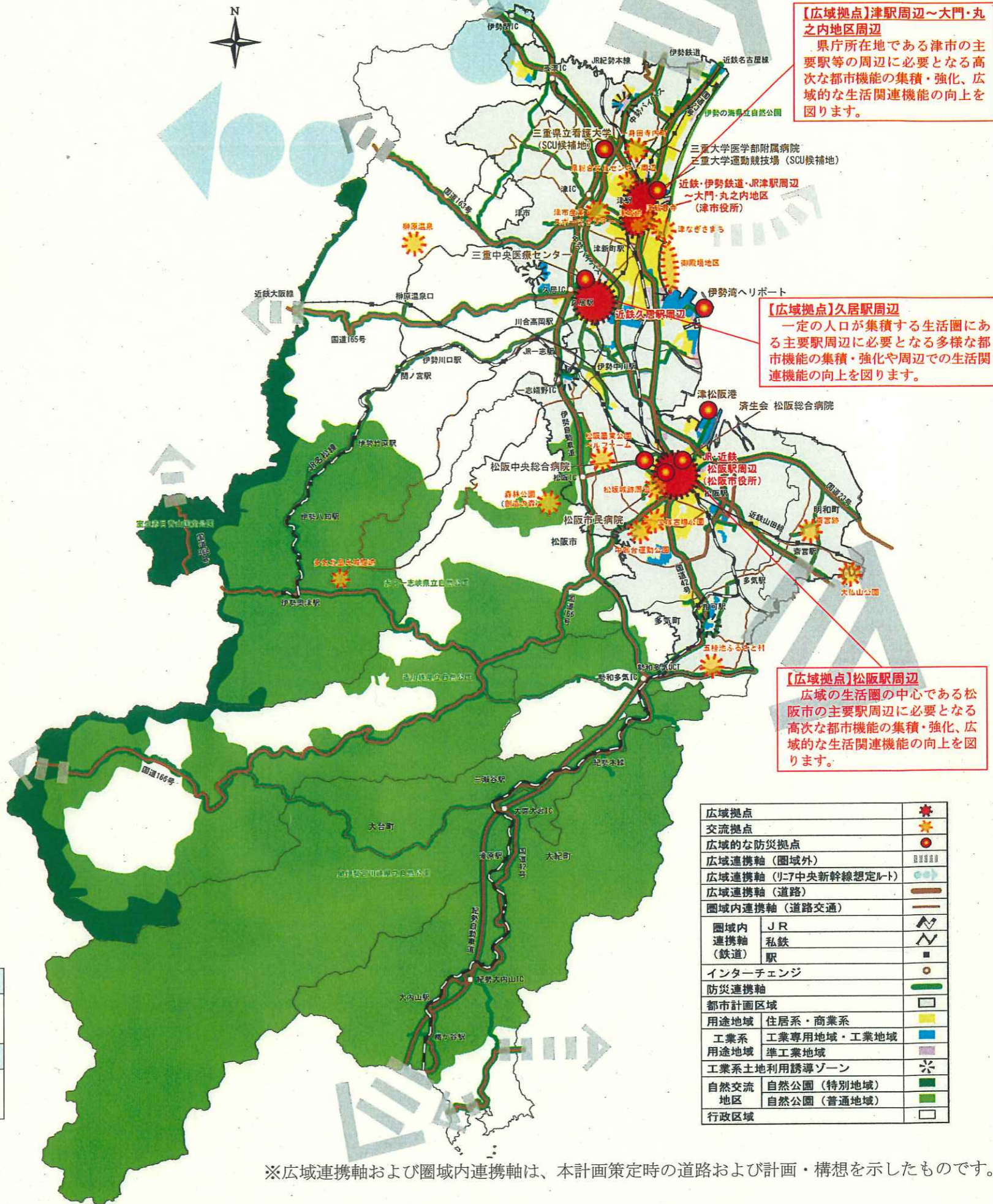
拠点名	市町名	都市計画区域	拠点名称	
広域拠点※1	津市	津	近鉄・伊勢鉄道・JR津駅周辺～大門・丸之内地区周辺(津市役所) 近鉄久居駅周辺	
	松阪市	松阪	JR・近鉄松阪駅周辺(松阪市役所)	
交流拠点※2	自然交流拠点	松阪市	—	森林公園(創造の森)
		明和町	明和	大仏山公園
	歴史・文化交流拠点	津市	津	県総合文化センター周辺 一身田寺内町
			—	津城跡 津観音寺
		松阪市	松阪	多気北畠氏城館跡 松坂城跡周辺
		明和町	明和	宝塚古墳公園 斎宮跡
	レクリエーション等交流拠点	津市	津	津なぎさまち 津市産業・スポーツセンター 御殿場地区
			—	榊原温泉
		松阪市	松阪	松阪農業公園ベルファーム
		多気町	多気	中部台運動公園 五桂池ふるさと村
広域的な防災拠点※3	津市	津	三重大学医学部附属病院 三重中央医療センター 国立大学法人三重大学運動競技場(SCU候補地) 三重県立看護大学(SCU候補地) 伊勢湾ヘリポート	
		—	津松阪港	
		松阪市	松阪	松阪市民病院 済生会 松阪総合病院 松阪中央総合病院

- ※1：都市機能の集積評価(都市施設の立地状況、人口集中地区等)と交通アクセス機能の評価(鉄道交通・バス交通の状況、幹線道路の整備状況)により一定基準を満たす地区
- ※2：主要観光地や広域交流のための施設整備等が行われている地区・施設
- ※3：三重県地域防災計画に位置づけのある施設

(5) 一体の圏域形成に向けた方針

① 都市計画区域の再編
・津市の区域においては、都市計画区域の統合を検討します。この他、長期的には行政区画を越えた再編について検討します。
② 都市計画区域の指定
・津市(旧久居市・旧一志町)の都市計画区域外について、必要に応じて都市計画区域の拡大を検討します。

中南勢圏域将来都市構造図



※広域連携軸および圏域内連携軸は、本計画策定時の道路および計画・構想を示したものです。 41

■土地利用規制の基本方針

人口は減少傾向であり、世帯数も目標年次である2030年までには減少に転じる見込みです。しかし、広域拠点における都市機能の維持や集約、生活に必要な都市機能の適正な配置を図るとともに、幹線道路の整備に伴う市街地の低密拡散を抑制し、区域内の自然環境を保全する必要があるため、区域区分の適用及び立地適正化計画により土地利用の適正な規制・誘導を図ります。

■主要な都市計画の決定方針

土地利用に関する方針

- 住宅地  
広域拠点では、商業地域又は近隣商業地域の用途地域の指定を維持し、土地の高度利用や複合利用により、都心居住機能を配置します。
- 商業・業務地  
広域拠点では、都心居住や中心市街地の活性化、広域交流の促進を支援する商業・業務、文化、医療、教育等の多様な都市機能を配置します。津市役所周辺では、商業・業務機能とあわせ、歴史・文化交流拠点に位置づけた津城跡等、豊富な歴史・文化資源と調和した土地利用を図ります。
- 工業地  
新たな産業や既存産業の立地を促進するため、工業系用途地域や用途地域外の一団の既設工業地に加え、自治体の計画等により検討・選定された適地を工業地として配置します。工業系土地利用誘導ゾーン内については、積極的に工業施設を誘致し、既存ストックを活用しつつ、必要な基盤整備を進めます。
- 市街地における建築物の密度構成に関する方針  
広域拠点では、多様な都市機能の集約に対応するため、地域のまちづくりの方針に応じ、高密度な市街地の形成を図ります。
- 都市防災の観点から必要な都市的土地利用の抑制に関する方針  
拠点及びその周辺地については、都市防災に係る施策を実施し、安全性の向上を図ります。これらを除く、一定の拡がりをもった住居系の既成市街地における著しく災害リスクが高い区域については、地域地区の見直しや建築物の構造規制に係る条例制定等の検討を促進します。
- 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針  
市街地調整区域の集落等では、集落の維持を図るため、必要な区域について、地区計画制度等を活用し、日常生活における利便性の向上に資する機能の導入を図ります。また、工業の増進等を目的とする一定規模以上の開発は、立地の確実性、周辺環境への影響等を勘案し、計画的に集積を図ります。

都市施設の整備に関する方針

- 交通施設  
リニア中央新幹線等の広域ネットワーク、それらに接続する公共交通を含めた総合的な交通体系の構築を進めます。道路については、既存ストックを有効に活用しながら交通需要や都市機能の連携に対応するとともに、安全性や沿道環境を考慮し、役割に応じた階層的な道路ネットワークの構築を進めます。加えて、リニア中央新幹線の整備効果を楽しめるよう地域の交通ネットワークとの連携を図ります。バス交通については、鉄道との一体的な利用を促進するための交通結節点及び周辺の整備に加え、バスロケーションシステム等、利用促進に資する新たなシステムの導入について検討します。市内の各拠点と既存集落地等との連携については、移動円滑化支援のため、津市地域公共交通網形成計画をもとに、バス路線の維持、コミュニティバスやデマンドシステム(バス、タクシー)等の導入について検討します。

- 道路  
中勢バイパスは、国道23号等の幹線道路の渋滞緩和や南北方向の連携強化を図るため、整備を促進します。

市街地開発事業に関する方針

中心市街地では、土地の高度利用や都市機能の更新を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業等を促進します。

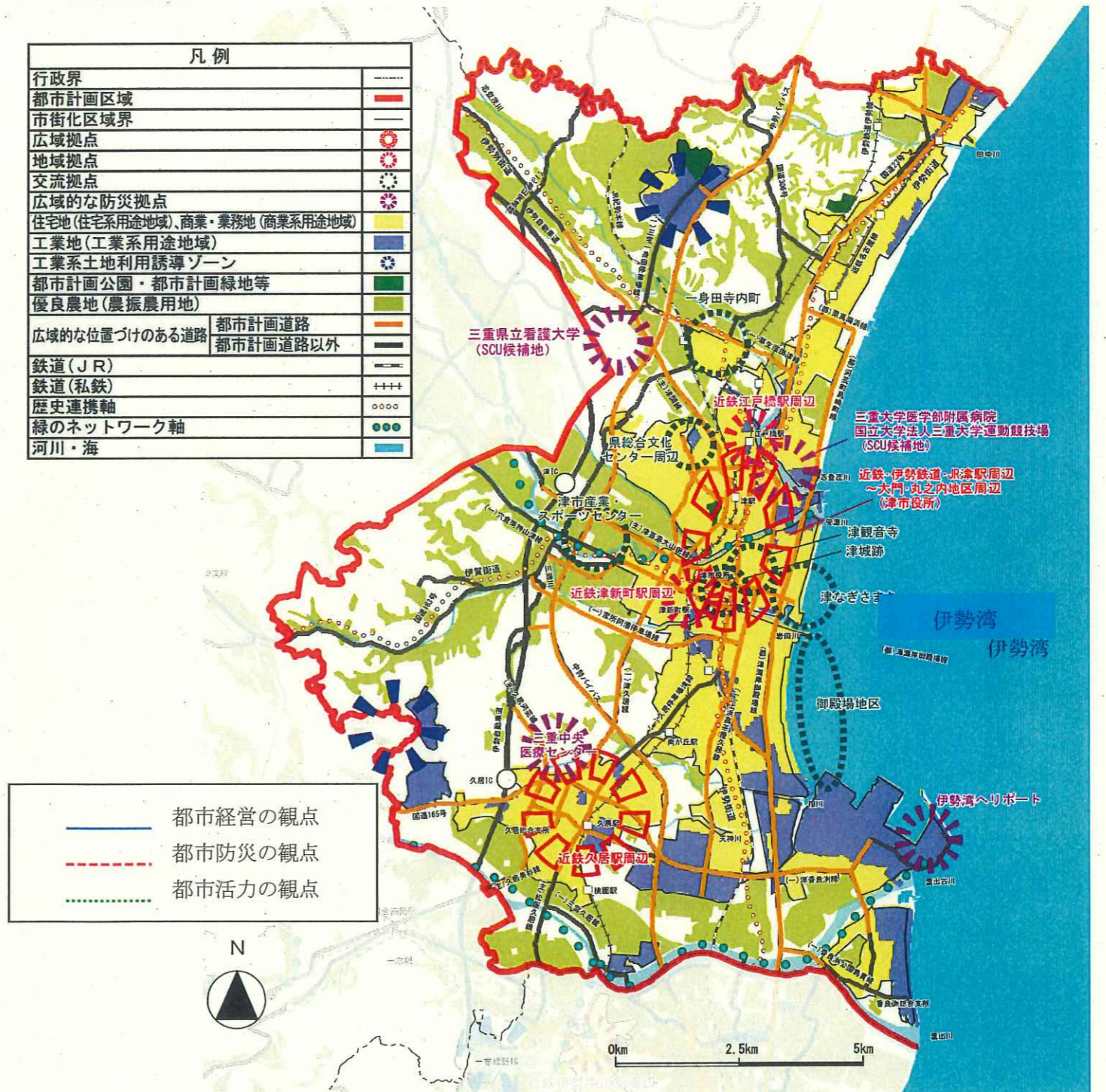
自然的環境の整備又は保全に関する方針

- 基本方針  
本区域は、西部の丘陵地の山林や里山の樹林地、河川、海岸線等、水と緑に恵まれた自然環境を有しています。地球温暖化対策の観点から、CO<sub>2</sub>の吸収源となる緑地を積極的に保全し、創出することが必要であり、都市防災の観点から、雨水流出や土砂災害の抑制に資する緑地の保全が重要となっています。このため、市街地及びその周辺の緑地の保全や整備を図ります。
- 防災系統  
河川流域における保水又は遊水機能の保全及び活用に努めるとともに、海岸部では、地震対策や高潮対策として、海岸整備の促進や砂浜の保全等に努めます。

地域の特性に応じて定めるべき事項

- 大規模自然災害の低減に向けた方針  
地震・津波・洪水等の災害リスクの高い区域については、土地利用検討区域を設定するなど、土地利用や防災・減災施策の取組を促進します。
- 地域活力の維持・向上に向けた方針  
本区域は、県総合文化センターや県立美術館、県立博物館等、広域的な文化交流拠点があることや津市産業・スポーツセンター等の国体競技会場が多くあることから、これらを活用した文化・スポーツによる広域交流を促進します。

■土地利用構想図



# 松阪都市計画区域(素案) 松阪市の一部

## ■土地利用規制の基本方針

人口は減少傾向であり、世帯数も目標年次である2030年までには減少に転じる見込みです。しかし、広域拠点における都市機能の維持や集約、生活に必要な都市機能の適正な配置を図るとともに、広域幹線道路の整備に伴う市街地の低密拡散を抑制し、区域内の自然環境を保全する必要があるため、区域区分の適用及び立地適正化計画により土地利用の適正な規制・誘導を図ります。

## ■主要な都市計画の決定方針

### 土地利用に関する方針

#### ○住宅地

広域拠点では、商業地域又は近隣商業地域の用途地域の指定を維持し、土地の高度利用や複合利用により、都心居住機能を配置します。

#### ○商業・業務地

広域拠点では、都心居住や中心市街地の活性化、広域交流の促進を支援する商業・業務、文化、医療、教育等の多様な都市機能を配置します。

#### ○工業地

新たな産業や既存産業の立地を促進するため、工業系用途地域や用途地域外の一団の既設工業地に加え、自治体の計画等により検討・選定された適地を工業地として配置します。工業系土地利用誘導ゾーン内については、積極的に工業施設を誘致し、既存ストックを活用しつつ、必要な基盤整備を進めます。

#### ○市街地における建築物の密度構成に関する方針

広域拠点では、多様な都市機能の集約に対応するため、地域のまちづくりの方針に応じ、高密度な市街地の形成を図ります。

#### ○都市防災の観点から必要な都市的土地利用の抑制に関する方針

拠点及びその周辺地については、都市防災に係る施策を実施し、安全性の向上を図ります。これらを除く、一定の拡がりをもった住居系の既存市街地における著しく災害リスクが高い区域については、地域地区の見直しや建築物の構造規制に係る条例制定等の検討を促進します。

#### ○秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

市街化調整区域の集落等では、集落の維持を図るため、必要な区域について、地区計画制度等を活用し、日常生活における利便性の向上に資する機能の導入を図ります。また、工業の増進等を目的とする一定規模以上の開発は、立地の確実性、周辺環境への影響等を勘案し、計画的に集積を図ります。

## 都市施設の整備に関する方針

### ○交通施設

リニア中央新幹線等の広域ネットワーク、それらに接続する公共交通を含めた総合的な交通体系の構築を進めます。道路については、既存ストックを有効に活用しながら交通需要や都市機能の連携に対応するとともに、安全性や沿道環境を考慮し、役割に応じた階層的な道路ネットワークの構築を進めます。加えて、リニア中央新幹線の整備効果を楽しむことができるよう地域の交通ネットワークとの連携を図ります。バス交通については、鉄道との一体的な利用を促進するための交通結節点及び運行経路周辺の整備に加え、利用促進に資する新たなシステムの導入について検討します。市内の各拠点と集落地等との連携については、移動円滑化支援のため、松阪市地域公共交通網形成計画をもとに、バス路線の維持を図り、誰もが利用しやすい環境の整備を推進します。

### ○道路

中勢バイパスや松阪多気バイパスは、幹線道路や市街地の渋滞緩和や連携の強化を図るため、整備を促進します。

## 市街地開発事業に関する方針

居住や都市機能の集約を図るべき区域については、民間事業者等の参画を誘導しつつ、地域のまちづくり方針に応じた都市機能増進施設の整備や良好な居住環境の形成等を図ります。

## 自然的環境の整備又は保全に関する方針

### ○基本方針

本区域は、県立自然公園や丘陵地、里山の樹林地、河川、海岸線等、水と緑に恵まれた自然環境を有しています。地球温暖化対策の観点から、CO<sub>2</sub>の吸収源となる緑地を積極的に保全し、創出することが必要であり、都市防災の観点から、雨水流出や土砂災害の抑制に資する緑地の保全が重要となっています。このため、市街地及びその周辺の緑地の保全や整備を図ります。

### ○防災系統

災害時における避難空間や災害活動の拠点となる公園緑地等の確保に努めます。

## 地域の特性に応じて定めるべき事項

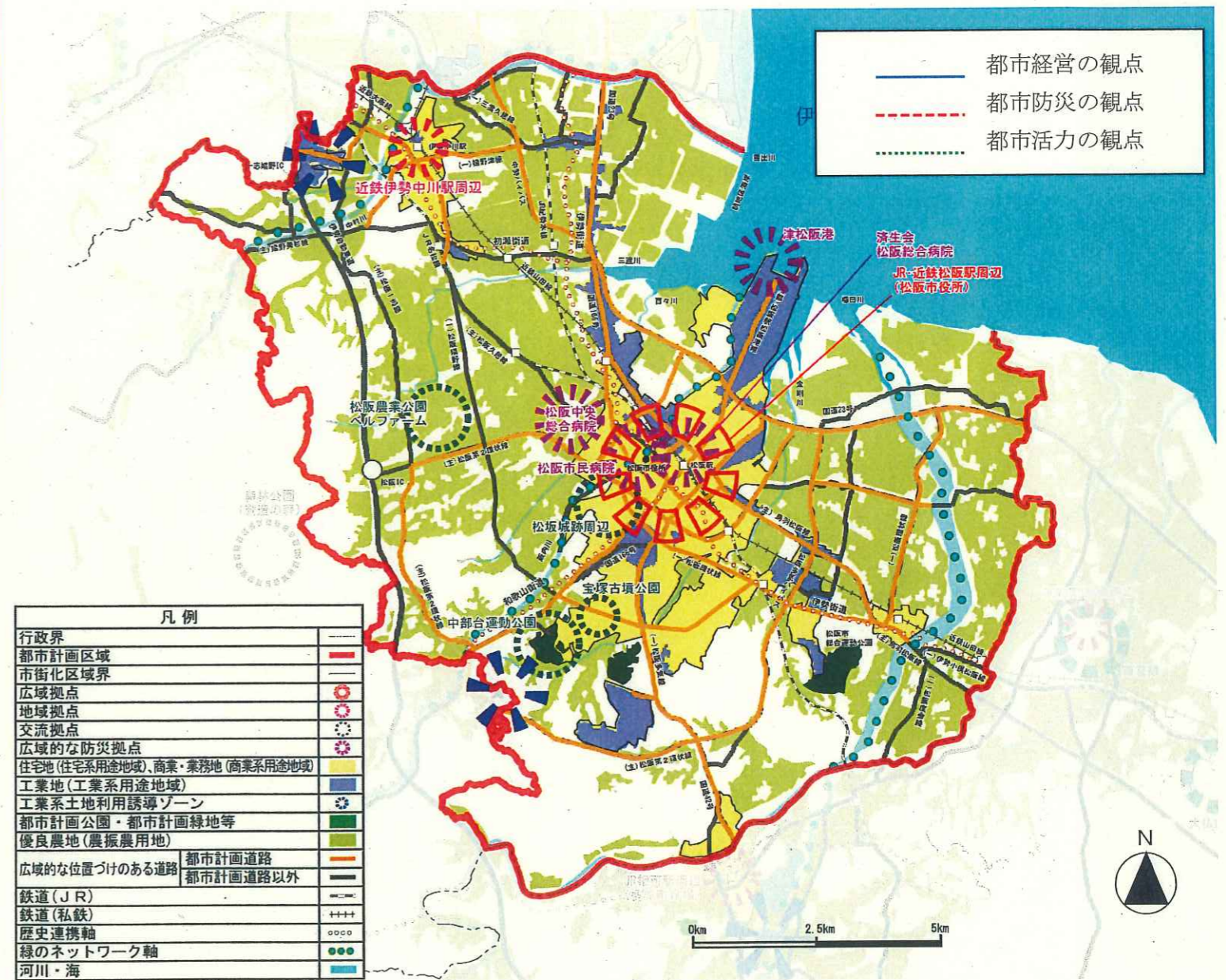
### ○大規模自然災害の低減に向けた方針

地震・津波・洪水等の災害リスクの高い区域については、土地利用検討区域を設定するなど、土地利用や防災・減災施策の取組を促進します。

### ○地域活力の維持・向上に向けた方針

本区域は、古くからの歴史・文化や商人の町として発展してきており、築き上げられた地域ブランド等の資源と住民により創出される新たな文化を生かした地域づくりを進めます。

## ■土地利用構想図



## 安濃都市計画区域(素案) 津市の一部

### ■土地利用規制の基本方針

人口は減少傾向であり、世帯数も目標年次である2030年までには減少に転じる見込みです。今後についても急激な市街地の拡大や保全すべき自然環境等の阻害が見込まれないことから、区域区分を適用せず、特定用途制限地域による土地利用の規制・誘導を進め、隣接する津都市計画区域からの市街化圧力に伴う市街地の低密拡散等の無秩序な市街化を抑制します。

### ■主要な都市計画の決定方針

#### 土地利用に関する方針

##### ○住宅地

居住環境の状況や都市基盤施設の整備状況を踏まえ、日常生活に必要な施設の配置に配慮しながら、低層住宅地等を配置します。

##### ○商業・業務地

地域住民の日常生活サービスに対応する商業・業務地では、めざす地域像に応じた商業・業務地を配置します。

##### ○工業地

新たな産業や既存産業の立地を促進するため、一団の既設工業地に加え、自治体の計画等により検討・選定された適地を工業地として配置します。

##### ○都市防災の観点から必要な都市的土地利用の抑制に関する方針

一定の広がりをもった住居系の既成市街地における著しく災害リスクが高い区域については、地域地区の指定や建築物の構造規制に係る条例制定等の検討を促進します。

##### ○計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

集約型都市構造の構築並びに良好な自然環境の保全を図るため、地区計画制度の活用を検討するとともに、必要に応じて特定用途制限地域の指定を検討します。

#### 都市施設の整備に関する方針

##### ○交通施設

リニア中央新幹線等の広域ネットワーク、それらに接続する公共交通を含めた総合的な交通体系の構築を進めます。道路については、既存ストックを有効に活用しながら交通需要や都市機能の連携に対応するとともに、安全性や沿道環境を考慮し、役割に応じた階層的な道路ネットワークの構築を進めます。加えて、リニア中央新幹線の整備効果を享受できるように地域の交通ネットワークとの連携を図ります。津都市計画区域内の各拠点と既存集落地等との連携については、移動円滑化支援のため、津市地域公共交通網形成計画をもとに、バス路線の維持、コミュニティバスやデマンドシステム(バス、タクシー)等の導入について検討します。

##### ○道路

圏域において防災連携軸に位置づけた幹線道路は、緊急輸送道路として防災機能の維持や強化を図ります。

#### 市街地開発事業に関する方針

居住や都市機能の集約を図るべき区域については、民間事業者等の参画を誘導しつつ、地域のまちづくり方針に応じて都市機能増進施設の維持・確保に努め、良好な居住環境の維持・形成等を図ります。

#### 自然的環境の整備又は保全に関する方針

##### ○基本方針

本区域は、経ヶ峰や長谷山をはじめとする山林や里山、田園地帯の農地、区域東部を流下する安濃川等の恵まれた自然環境を有しています。地球温暖化対策の観点から、CO<sub>2</sub>の吸収源となる緑地を積極的に保全し創出することが必要であり、都市防災の観点から、雨水流出や土砂災害の抑制に資する緑地の保全が重要となっています。このため、市街地及びその周辺の緑地の保全や整備を図ります。

##### ○防災系統

地震災害時における一時避難場所として、公園や小中学校のグラウンド、地区公園等を配置します。

#### 地域特性に応じて定めるべき事項

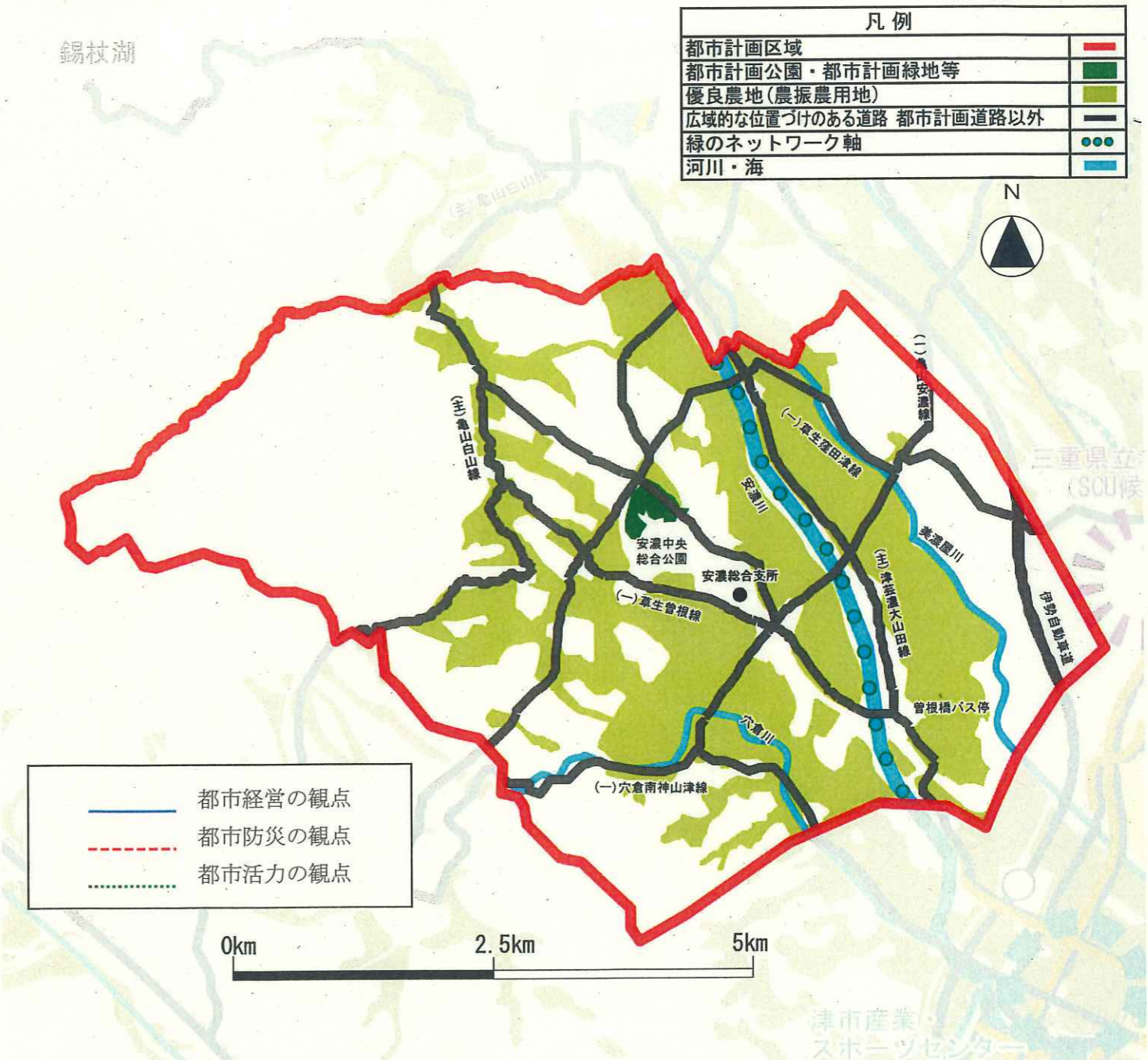
##### ○大規模自然災害の低減に向けた方針

地震・洪水等の災害リスクの高い区域については、土地利用検討区域を設定するなど、土地利用や防災・減災施策の取組を促進します。

##### ○地域活力の維持・向上に向けた方針

布引山地に連なる丘陵地は、都市景観にとって重要な緑であることから、適切な保全や活用に向け、関係機関との調整を図ります。緑豊かな田園景観を守るため、無秩序な市街化を抑制し、優良農地を保全します。

#### ■土地利用構想図



# 多気都市計画区域(素案) 多気町の一部

## 土地利用規制の基本方針

本区域の人口及び世帯数は減少傾向にあり、今後も継続することが見込まれます。今後は急激な市街地の拡大や保全すべき自然環境等の阻害が見込まれないことから、区域区分を適用せず、用途地域や特定用途制限地域の指定の維持等による土地利用の規制・誘導を進め、隣接する松阪都市計画区域からの市街化圧力や、広域幹線道路の整備に伴う市街地の低密拡散等の無秩序な市街化を抑制します。

## 主要な都市計画の決定方針

### 土地利用に関する方針

#### ○住宅地

地域拠点及びその周辺地では、交通結節点の機能を維持しつつ、居住機能を配置します。

#### ○商業・業務地

地域住民の日常の消費需要に対応する商業・業務地では、めざす地域像に応じた用途地域を指定・維持します。

#### ○工業地

新たな産業や既存産業の立地を促進するため、工業系用途地域や用途地域外の一団の既設工業地に加え、自治体の計画等により検討・選定された適地を工業地として配置します。工業系土地利用誘導ゾーン内については、積極的に工業施設を誘致し、既存ストックを活用しつつ、必要な基盤整備を進めます。

#### ○都市防災の観点から必要な都市的土地利用の抑制に関する方針

拠点及びその周辺地については、都市防災に係る施策を実施し、安全性の向上を図ります。これらを除く、一定の拡がりをもった住居系の既成市街地における著しく災害リスクが高い区域については、地域地区の見直しや建築物の構造規制に係る条例制定等の検討を促進します。

#### ○計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

集約型都市構造の構築並びに良好な自然環境の保全を図るため、用途地域が定められていない地域における特定用途制限地域の指定を維持するとともに、良好な環境の形成等の観点から必要な場合には、特定用途制限地域の指定拡大や用途地域の指定等を検討します。勢和多気IC周辺については、開発動向等を見通しつつ都市計画区域の拡大等を検討します。

## 都市施設の整備に関する方針

#### ○交通施設

リニア中央新幹線等の広域ネットワーク、それらに接続する公共交通を含めた総合的な交通体系の構築を進めます。道路については、既存ストックを有効に活用しながら交通需要や都市機能の連携に対応するとともに、安全性や沿道環境を考慮し、役割に応じた階層的な道路ネットワークの構築を進めます。加えて、リニア中央新幹線の整備効果を楽しめるよう地域の交通ネットワークとの連携を図ります。バス交通については、鉄道との一体的な利用を促進する交通結節点及び周辺の整備に加え、利用促進に資する新たなシステムの導入について検討します。市内の各拠点と既存集落地等との連携については、移動円滑化支援のため、第2次多気町地域公共交通総合連携計画をもとに、バス路線の維持、コミュニティバスやデマンドシステム(バス、タクシー)等の導入について検討します。

#### ○道路

圏域において防災連携軸に位置づけた幹線道路は、緊急輸送道路として防災機能の維持や強化を図ります。

## 市街地開発事業に関する方針

居住や都市機能の集約を図るべき区域については、民間事業者等の参画を誘導しつつ、地域のまちづくり方針に応じた都市機能増進施設の整備や良好な居住環境の形成等を図ります。

## 自然的環境の整備又は保全に関する方針

#### ○基本方針

本区域は、丘陵地の樹林地や農地、櫛田川や佐奈川等の自然環境を有しています。

地球温暖化対策の観点から、CO<sub>2</sub>の吸収源となる緑地を積極的に保全し創出することが必要であり、都市防災の観点から、雨水流出や土砂災害の抑制に資する緑地の保全が重要となっています。このため、市街地及びその周辺の緑地の保全や整備を図ります。

#### ○防災系統

災害時の避難空間、災害活動の拠点として活用できる公園・緑地等の確保に努めます。

## 地域の特性に応じて定めるべき事項

#### ○大規模自然災害の低減に向けた方針

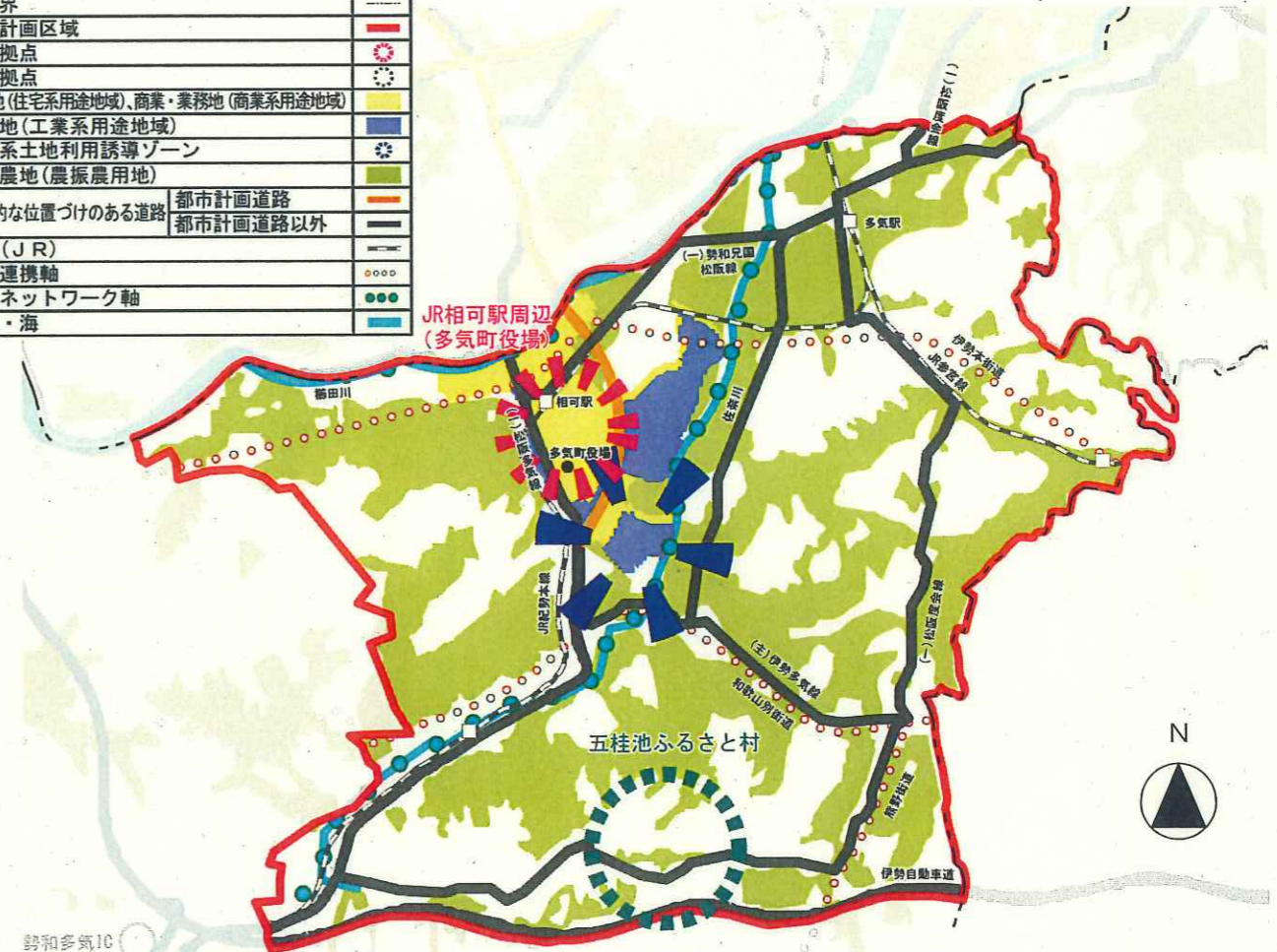
地震・洪水等の災害リスクの高い区域については、土地利用検討区域を設定するなど、土地利用や防災・減災施策の取組を促進します。

#### ○地域活力の維持・向上に向けた方針

歴史連携軸に位置づけた伊勢本街道、和歌山別街道、熊野街道の沿道において、歴史的なまち並みが残る地区では、景観法や景観条例等の適用を検討し、適切な維持・保全を図ります。

## 土地利用構想図

凡例	
行政界	-----
都市計画区域	■
地域拠点	●
交流拠点	○
住宅地(住宅系用途地域)、商業・業務地(商業系用途地域)	■
工業地(工業系用途地域)	■
工業系土地利用誘導ゾーン	■
優良農地(農振農用地)	■
広域的な位置づけのある道路	■
都市計画道路	■
都市計画道路以外	■
鉄道(JR)	■
歴史連携軸	○
緑のネットワーク軸	○
河川・海	■



———	都市経営の観点
- - - - -	都市防災の観点
.....	都市活力の観点

0km 2.5km 5km

# 明和都市計画区域(素案) 明和町

## ■土地利用規制の基本方針

人口は減少傾向であり、世帯数も目標年次である2030年までには減少に転じる見込みです。今後は急激な市街地の拡大や保全すべき自然環境等の阻害が見込まれないことから、区域区分を適用せず、特定用途制限地域の指定の維持や用途地域の指定を検討すること等による土地利用の規制・誘導を進め、隣接する松阪都市計画区域からの市街化圧力に伴う市街地の低密拡散等の無秩序な市街化を抑制します。

## ■主要な都市計画の決定方針

### 土地利用に関する方針

#### ○住宅地

地域拠点及びその周辺地では、交通結節点の機能を維持しつつ、居住機能を配置します。

#### ○商業・業務地

地域拠点では、地域住民の日常の消費需要に対応する商業・業務機能の維持を図ります。

#### ○工業地

新たな産業や既存産業の立地を促進するため、既設工業地に加え、自治体の計画等により検討・選定された適地を工業地として配置します。

#### ○都市防災の観点から必要な都市的土地利用の抑制に関する方針

拠点及びその周辺地については、都市防災に係る施策を実施し、安全性の向上を図ります。これらを除く、一定の拡がりをもった住居系の既成市街地における著しく災害リスクが高い区域については、地域地区の指定や建築物の構造規制に係る条例制定等の検討を促進します。

#### ○計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

集約型都市構造の構築並びに良好な自然環境や齋宮跡の優れた歴史的風致の保全を図るため、用途地域が定められていない地域における特定用途制限地域の指定を維持するとともに、良好な環境の形成等の観点から必要な場合には、用途地域の指定等を検討します。

### 都市施設の整備に関する方針

#### ○交通施設

リニア中央新幹線等の広域ネットワーク、それらに接続する公共交通を含めた総合的な交通体系の構築を進めます。道路については、既存ストックを有効に活用しながら交通需要や都市機能の連携に対応するとともに、安全性や沿道環境を考慮し、役割に応じた階層的な道路ネットワークの構築を進めます。加えて、リニア中央新幹線の整備効果を楽しめるよう地域の交通ネットワークとの連携を図ります。バス交通については、鉄道との一体的な利用を促進する交通結節点及び周辺の整備に加え、利用促進に資する新たなシステムの導入について検討します。市内の各拠点と既存集落地等との連携については、移動円滑化支援のため、バス路線の維持、コミュニティバスやデマンドシステム(バス、タクシー)等の導入について検討します。

#### ○道路

圏域において防災連携軸に位置づけた幹線道路は、緊急輸送道路として防災機能の維持や強化を図ります。

### 市街地開発事業に関する方針

居住や都市機能の集約を図るべき区域については、民間事業者等の参画を誘導しつつ、地域のまちづくり方針に応じた都市機能増進施設の整備や良好な居住環境の形成等を図ります。

### 自然的環境の整備又は保全に関する方針

#### ○基本方針

本区域は、田園や北部の海岸線、南部の丘陵地における樹林地等の恵まれた自然環境を有しています。地球温暖化対策の観点から、CO<sub>2</sub>の吸収源となる緑地を積極的に保全し創出することが必要であり、都市防災の観点から、雨水流出や土砂災害の抑制に資する緑地の保全が重要となっています。このため、市街地及びその周辺の緑地の保全や整備を図ります。

#### ○防災系統

大規模な公園や緑地を広域的な避難場所として、比較的小規模な住区基幹公園等を緊急的な一時避難場所として位置づけ、整備に努めます。

### 地域の特性に応じて定めるべき事項

#### ○大規模自然災害の低減に向けた方針

地震・津波・洪水等の災害リスクの高い区域については、土地利用検討区域を設定するなど、土地利用や防災・減災施策の取組を促進します。

#### ○地域活力の維持・向上に向けた方針

本区域では、国史跡である齋宮跡に代表されるような古くからの歴史・文化や自然豊かな海岸線等の地域の特徴を生かし、広域交流やコミュニティの再生に取り組みます。

### ■土地利用構想図

凡例	
行政界	----
都市計画区域	—
地域拠点	⊙
交流拠点	⊙
住宅地(住宅系用途地域)、商業・業務地(商業系用途地域)	■
都市計画公園・都市計画緑地等	■
優良農地(農振農用地)	■
広域的な位置づけのある道路 都市計画道路以外	—
鉄道(私鉄)	+++
歴史連携軸	○○○○
河川・海	—

—	都市経営の観点
- - - -	都市防災の観点
⋯⋯⋯	都市活力の観点

